

貿易業者の注意（承前）

八、ブリッカード、ハンクループ、商業上斯くは、アルバカ、絹の風呂敷地氈等、これらは一種の絹の金布ですから第三十六號を適用されるので、陳布申告の方ヤード一錢七厘、確定料が一錢一厘です。改正規定にては、二錢三厘とあります。

九、ボックサン、ソーラン等此は通商公會に登録せられませぬなり（六月同様にはなりません）、前に申しした第三二二號の其他各種の綿布も、このものを適用されます。

十、アルバカ、輕に細い双子撫拂糸を用ひますし、でも紳にアルハカ毛糸を用ひて其毛の重量、粗糸に超過して居りますれば、（第三二四號アルハカ見りられて確定料金方ヤードに付七錢五厘）一定半十一錢三厘を課せられます。けれども改正規定半九錢五厘に下つて居ります。

十一、毛製品フランタルは、悉く（第三三〇號乙）協定半量税金方ヤード三錢半はあります。漏過運送との協定税額には、但毛の重なる正關税よりありますれば、毛の重量を課せられるのは以前の第三二二號に據るの外はありません。

十二、ス、スは（第三三一號乙）協定半量税金方ヤード半量税金半兩五錢三厘、協定半量税金半兩五錢半分税金一割とし、事由になり在り税金の重減が超過して居れば例の第三二二號に據らなければなりません。改正税目にては第三二二號が五錢六厘に上りました。

十三、セルヂス、標榜共毛系者にはウルステット糸を以て織る表裏に斜紋を織はした織地の物、だ（第三三五號乙）協定半量税金一割半分税金率一割ですが其場合に於て漏過運送のものだけは毛の漏過過度して居れば第三四〇號に據り税金半兩半錢五分税金一割とし、事由になります。

十四、羅紗、第三三七號には「羅紗毛製物のもの」とありますけれども漏過運送による半量税金率九厘で課せらるる事由では第三三五號の半元の儀ですが、漏過の漏過運送半は大分上りなして毛製半四錢一厘の半十六錢六厘となり毛製物漏過運送半一厘の半八錢三厘ですかからナ。